

国土交通省（建設省）、農林水産省名義土地の管理者をお探しの方へ

③

土地の名義が、国土交通省（建設省）、農林水産省であっても、実際には北海道（道庁）、市町村で管理している場合があります。

旭川開発建設部へ所管確認いただく前に、以下のことをご確認ください。

●所管確認対象地が・・・

【１】里道（道）や水路（水）である場合

⇒市町村で管理している可能性があります。まずは市町村にお問い合わせ下さい。

市町村に問合せた際、里道（道）や水路（水）に機能がない（管理していない）と回答を得た場合には、財務省で管理している可能性があります。管轄する財務事務所へお問い合わせ下さい。

【２】国土交通省（建設省）名義であり、国道、道道、市町村道、一級河川、二級河川、準用河川のいずれかに隣接している場合

⇒道路・河川それぞれの管理者が管理している可能性があります。まずは隣接している道路・河川それぞれの管理者へお問い合わせ下さい。

なお、国が管理している国道・一級河川については、旭川開発建設部公物管理課へお問い合わせ下さい。

【３】土地改良財産（用水路等敷地）たる農林水産省名義敷地は旭川開発建設部公物管理課に問合せ下さい。

【４】農林水産省敷地については北海道が管理している土地である可能性もあるため、登記簿全部事項証明書を確認の上、北海道が管理している土地（開拓財産等）の場合は北海道にお問い合わせ下さい。